別紙11

緊急短期入所体制確保加算に関する届出書(短期入所)

平成 31 年 4 月 15 日 提出

有

無

事業所の名称	ショートステイなごや
異動区分 (該当の番号にO)	1 新規 2 変更
適用年月日	平成 31 年 4 月 1 日
緊急短期入所の体制	① 前3か月(※1)の稼働率 = 94 % >=90% 算定の対象期間 = 29 年 1 月 ~ 29 年 3 月 前3月間における利用延人員(※2)(245人) 1日当たりの利用定員(_3人) × 3月間の営業日数(_86日) 加算の届出を行う時点で満たしていれば、届出後に90%を下回っても算定は可能。 ② 緊急利用枠の確保 利用定員の100分の5に相当する空床(緊急利用枠のでと)では、第急利用枠の数と 基別用ではいる。 4 月 20 日 ~ 4 月 24 日 適用開始月における 緊急利用枠の数と 本別用で見る(20 人) ※500
	=利用定員(<u>3</u> _人)×5%
	③ 緊急利用枠の確保についての掲示

添付書類 緊急利用枠を確保している旨の掲示物及び空床情報の公表方法(任意様式)

業所内の見やすい場所に掲示

緊急利用枠を確保していることについて、事

- ※1 当該加算の算定を開始する月の前々月まででも可。
- ※2 利用延人員には、入所した日及び退所した日の両方を含む。
- ※3 「緊急利用枠」とは、1日当たりの利用定員の5%に当該月の営業日数を乗じて得た数とする(端数切り上げ)。
 - (例)利用定員3名の事業所の4月の緊急利用枠
 - 3人×5%×30日=4.5⇒5
 - (同一ベッドで5日間連続して空床を確保することが必要)
- ※4 緊急利用枠を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、相談支援事業所や 近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズに対応する事業所であることを明確化すること。 また、緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は、基幹 相談支援センターへの情報提供その他適切な方法により、月一回程度、空床情報を公表するよう努めること。